

## 改正後

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱い

### 1. 医療給付の申請について

- (1) (略)
- ① (略)
- ② 70歳以上75歳未満の申請者  
ア～エ (略)  
オ 申請者の住民票の写し。ただし、所得区分が一般にあたる者は、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し  
カ (略)
- ③ 75歳以上の申請者  
ア～エ (略)  
オ 申請者の住民票の写し。ただし、所得区分が一般にあたる者は、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し  
カ (略)
- (2) 実施要綱6(2)ただし書により、更新の申請を行う場合には、(1)に掲げる書類(個人票等及び限度額適用認定証等の写しを除く。)、2(5)により交付された参加者証の写し及び医療保険における所得区分の認定を行うために必要な書類等の添付を要することとする。
- (3) 参加者証の交付を受けた者(以下「参加者」という。)であって、当該参加者証の記載内容に変更がある場合(9の場合を除く)については、当該参加者証を交付した都道府県知事に対し、変更があった箇所を交付申請書に記載し、参加者証及び変更箇所にかかる関係書類を添えて提出するものとする。

2. ～11. (略)

(別添1)、(別添2) (略)

## 改正前

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱い

### 1. 医療給付の申請について

- (1) (略)
- ① (略)
- ② 70歳以上75歳未満の申請者  
ア～エ (略)  
オ 申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し  
カ (略)
- ③ 75歳以上の申請者  
ア～エ (略)  
オ 申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し  
カ (略)
- (2) 実施要綱6(2)ただし書により、更新の申請を行う場合には、個人票等の添付は要しないものとする。
- (3) 2(5)の参加者証の交付を受けた者(以下「参加者」という。)であって、当該参加者証の記載内容に変更がある場合(9の場合を除く)については、当該参加者証を交付した都道府県知事に対し、変更があった箇所を交付申請書に記載し、参加者証及び変更箇所にかかる関係書類を添えて提出するものとする。

2. ～11. (略)

(別添1)、(別添2) (略)

## 改正後

(別添3)

肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の治療目的の  
入院と判断するための医療行為一覧

1. ～ 3. (略)

#### 4. 重度肝硬変（非代償性肝硬変）の医療行為と判断する薬剤等（一般名）

(1) ～ (2) (略)

##### (3) 抗ウイルス治療薬

効能又は効果として「HCV-RNA陽性のC型非代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善」を有する薬剤による治療が実施されている場合には、重度肝硬変（非代償性肝硬変）の対象医療と判断する。ただし、肝炎治療特別促進事業において、非代償性肝硬変（Child-Pugh分類B及びC）に対するインターフェロンフリー治療の対象患者と認定された者に限る。

#### 5. その他の医療行為

別添2「肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の病名の判定基準」に記載のある病名があり、入院で次に示す医療行為が行われた場合、本事業の入院医療と判断する。

- ・肝がんが肝臓以外に転移した時に転移巣に対して行われる手術（腫瘍摘出術等）
- ・肝がんが胆管に浸潤するなどした場合の減黄治療（内視鏡的胆道ドレナージ等）
- ・門脈血栓症に対する薬物治療（保険適用のある薬剤に限る）
- ・上記以外であって、肝がん又は重度肝硬変（非代償性肝硬変）により発生したことが明らかな合併症状に対する治療を目的とした入院であるとして、本事業の入院医療と判断するもの。なお、当該医療行為については、事前に都道府県を通じてその内容を厚生労働省に情報提供するものとする。

(別紙様式例1) ～ (別紙様式例9) (略)

## 改正前

(別添3)

肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の治療目的の  
入院と判断するための医療行為一覧

1. ～ 3. (略)

#### 4. 重度肝硬変（非代償性肝硬変）の医療行為と判断する薬剤等（一般名）

(1) ～ (2) (略)

(新設)

(新設)

(別紙様式例1) ～ (別紙様式例9) (略)